

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南種子町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

南種子町長

## 公表日

令和3年12月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による給付の支給又は実費の徴収 ③予防接種に関する記録の作成と保管 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一10項, 93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条, 第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8項 別表第二 16の2, 16の3, 18, 115の2の項  (情報照会事務) 番号法第19条第8項 別表第二 16の2, 17, 18, 19, 115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南種子町役場 総務課 891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1 問合せ先電話番号 0997-26-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南種子町役場 保健福祉課 891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1 問合せ先電話番号 0997-26-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅱ-1 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-2 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策		新設	事後	
令和2年4月30日	I-5-① 部署	保健福祉課 健康増進係	保健福祉課 健康保険係	事後	係の統廃合による
令和2年4月30日	I-7 請求先	南種子町保健福祉課健康増進係 891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2793番地1 問合せ先電話番号 0997-26-1111	南種子町保健福祉課健康保険係 891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2793番地1 問合せ先電話番号 0997-26-1111	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ-1 いつ時点の係数か	平成31年4月1日	平成32年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ-2 いつ時点の係数か	平成31年4月1日	平成32年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	事務の概要	(1)予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理を行う。 ①予防接種台帳による接種履歴等の管理 ②予防接種法による給付の支給又は実費の徴収	予防接種法及び新型インフルエンザ対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による給付の支給又は実費の徴収	事後	
令和2年4月30日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項	番号法第9条第1項 別表第一 十欄 九十三の二欄	事後	
令和2年4月30日	ネットワークシステム利用の法令上の根拠	[予防接種]1. 番号法第19条第7項(特定個人情報提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):なし(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種」が含まれる項(17,18,19の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・第13条	[予防接種]1. 番号法第19条第7項(特定個人情報提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):なし(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種」又は「新型インフルエンザ対策特別措置法」が含まれる項(17,18,19及び105の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・第13条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月10日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	南種子町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	南種子町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和3年2月10日	I-1-② 事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による給付の支給又は実費の徴収	予防接種法及び新型インフルエンザ対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による給付の支給又は実費の徴収 ③予防接種に関する記録の作成と保管	事前	
令和3年2月10日	I-1-③ システムの名称	健康管理システム(予防接種)	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和3年2月10日	I-2 特定個人情報ファイル名	1.予防接種台帳 2.予防接種健康被害給付台帳	予防接種ファイル	事後	
令和3年2月10日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 十欄 九十三の二欄	番号法第9条第1項 別表第一10項, 93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条, 第67条の2	事前	
令和3年2月10日	I-4-② 法令上の根拠	[予防接種]1. 番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):なし(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種」又は「新型インフルエンザ対策特別措置法」が含まれる項(17,18,19及び105の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・第13条	(情報提供事務) 番号法第19条第7項 別表第二 16の2, 16の3, 18, 115の2の項  (情報照会事務) 番号法第19条第7項 別表第二 16の2, 17, 18, 19, 115の2の項	事前	
令和3年2月10日	I-5-① 部署	保健福祉課 健康保険係	保健福祉課	事後	
令和3年2月10日	I-7 請求先	南種子町保健福祉課健康保険係 891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2793番地1 問合せ先電話番号 0997-26-1111	南種子町役場 総務課 891-3792鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2793番地1 問合せ先電話番号 0997-26-1111	事後	
令和3年2月10日	I-8 連絡先	南種子町保健福祉課健康増進係 891-3792鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2793番地1	南種子町役場 保健福祉課 891-3792鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2793番地1 問合せ先電話番号 0997-26-1111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月10日	Ⅱ-1 評価対象の事務の対象人数 は何人が	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事前	
令和3年2月10日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事前	
令和3年2月10日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事前	
令和3年4月16日	Ⅱ-1 評価対象の事務の対象人数 は何人が	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事前	
令和3年12月13日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第7項 別表第二 16の2, 16の3, 18, 115の2の項  (情報照会事務) 番号法第19条第7項 別表第二 16の2, 17, 18, 19, 115の2の項	(情報提供事務) 番号法第19条第8項 別表第二 16の2, 16の3, 18, 115の2の項  (情報照会事務) 番号法第19条第8項 別表第二 16の2, 17, 18, 19, 115の2の項	事前	
令和3年12月13日	I-1-② 事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス対策特別 措置法による予防接種の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による給付の支給又は実費 の徴収 ③予防接種に関する記録の作成と保管	予防接種法及び新型コロナウイルス対策特別 措置法による予防接種の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による給付の支給又は実費 の徴収 ③予防接種に関する記録の作成と保管  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書	事前	
令和3年12月13日	I-1-③ システムの名称	健康管理システム, 団体内統合宛名システム, 中間サーバー	健康管理システム, 団体内統合宛名システム, 中間サーバー, ワクチン接種記録システム (VRS)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月13日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一10項, 93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条, 第67条の2	番号法第9条第1項 別表第一10項, 93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条, 第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	